－『福島原発事故分析検討会』の「非常用復水器に関する分析」について　その４－

規制庁の「IC機能の軽視」＝国の免責目的の“方便”？

前号『鳴り砂　その３』“ＩＣによる事故回避可能性”の定量的検証では、地震後に設計どおり自動スクラムした後、前年の保安規定変更どおりに自動起動したＩＣを(手動停止せずに)保安規定７７条３項に従って継続作動させていれば、その途中で津波により全電源が喪失しＩＣが機能停止しても、津波前の減圧・除熱により炉心露出・損傷開始が大幅に先送りされ、その時間的余裕によって事故の拡大防止・収束が十分に可能だったこと、そして、それが実現できなかった原因は、東電の保安教育の先送りと、それを国が検査等で見逃してきたためであること、を明らかにしました。

さて、その後の３月 28 日第 50 回検討会（ＩＣ検討４回目）では、＜50 回資料 6-2＞で、規制庁の「調査の目的」として「事故時における、１号機の非常用復水器（ＩＣ）の挙動」、「１号機の非常用復水器(ＩＣ)の設計上の留意点」、「１号機の非常用復水器（ＩＣ）の運用上の留意点」の３つの確認が挙げられ、『設計上の留意点』では、ＩＣは「常用設備として設置されており、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の解析において、その機能は、期待されていない」＜下線筆者＞と説明されていました。

その説明に違和感を覚え、初期の申請書・添付書類１０を調べてみると【S41.7 申請：S43.11 変更でも同文】、「1.3.5 電源喪失事故」で、「スクラム後の原子炉は非常用復水器によって冷却される」と、過渡変化・設計基準事故の収束にＩＣの冷却機能が“期待されて”いました。

また、同じく「1.4.2 主要弁類の故障　⑴主蒸気管隔離弁の閉鎖」でも、変更前後で「隔離弁の閉止時間」が変わったため（「３～７秒」から「３～５秒」へ）、想定される過渡変化シナリオに多少違いがありますが、主蒸気管隔離弁の閉鎖に続いていずれも「スクラム後のＳＲＶ（主蒸気逃がし弁）による圧力上昇抑制」がなされた後、【S41.7 申請：下】では「ⅲ）非常用復水器は、設定始動圧力 74.5kg/cm^{2}g が約 15 秒続けば…原子炉の蓄積熱および崩壊熱を除去する」とされ、【S43.11 変更：次頁】でも「c)非常用復水器は…原子炉の蓄積熱および崩壊熱を除去するようになるので、過渡時の蒸気放出による水位低下はわずか…」とされ、やはりＩＣの冷却機能（原子炉の蓄積熱・崩壊熱の除去）や水位低下抑制の機能が（当然ながら）“期待されて”いました。

さらに、同じ「1.4.2 主要弁類の故障」の「⑶蒸気加減弁、主蒸気止め弁と同時にバイパス弁も閉鎖した場合」でも、＜S41 申請＞ではスクラム後のＳＲＶによる圧力上昇抑制に続いて、「…非常用復水器が始動し、炉心からの熱除去を行なう」とされ、やはりＩＣの熱除去機能が“期待されて”いました＜S43 変更後には記載なし＞。

そして、‘もしや’と思い、事故直近の内容と

✓ 当該設備は、常用設備として設置されており、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の解析において、その機能は、期待されていない（設置許可申請書添付十）。

1.3.5　電源喪失事故

常用所内電源がすべて喪失した場合には，安全系のための電源がなくなり，原子炉はスクラムされる。スクラム機能はアキュムレータにあらかじめたくわえられていた水圧エネルギおよび原子炉圧力によつて確保できる。スクラム後の原子炉は非常用復水器によつて冷却される。

(1)　主蒸気管隔離弁の閉鎖

隔離弁の閉鎖時間は，主蒸気管破断事故の場合の冷却材喪失量を制限するのに十分なだけ短かくする一方，隔離弁閉鎖時点での炉心崩壊熱量が非常用復水器の容量以内となるのに十分なだけ長くするよう設計されており，本発電所の場合，３～７秒の範囲である。

ⅲ）非常用復水器は，設定始動圧力 74.5 kg/cm^2 g が約 15 秒間続けば，作動を開始し，原子炉の蓄積熱および崩壊熱を除去する。

(1)　主蒸気管隔離弁の閉鎖

隔離弁の閉鎖時間は，主蒸気管破断事故の場合の冷却材喪失量を制限するのに十分なだけ短かくする一方，急激な閉鎖によって圧力を急上昇させ，中性子スパイクを生じることがないよう設計されており，本発電所の場合，３～５秒の範囲である。ここでは，次のような前提条件で解析を行なう。

c）非常用復水器は，設定始動圧力 74.5 kg/cm^{2}g が約 15 秒続けば，作動を開始し，原子炉の蓄積熱および崩壊熱を除去するようになるので，過渡時の蒸気放出による水位低下はわずかなものである。

思われる【H14.4 現在「申請書完本」。内容は大幅に変更】を見てみると、上記「1.3.5 電源喪失事故」におそらく相応する「2.6.1 常用所内電源の喪失」では、「スクラム後の原子炉は高圧注水系によって冷却される」と変わっており、同様に「2.4.1 発電機負荷遮断（主蒸気加減弁急速閉鎖＋バイパス弁不動作も仮定）」や「2.4.3 主蒸気隔離弁の閉鎖」でも、スクラム後の圧力上昇に対し、ＳＲＶ動作（最大 10 秒程度）により「原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性は維持される」となっており、「非常用復水器」による減圧・熱除去の記載がなくなっていました。これは、『鳴り砂№313』で述べた「ＩＣ」から「ＳＲＶ＋ＨＰＣＩ」への S43 頃の方式変更（中央制御室を共用する２号機「ＳＲＶ＋ＲＣＩＣ」方式との統一性考慮？）に伴い、ＩＣは‘設置されているが実際には作動しない’休眠設備（＝常設設備）に“格下げされた”ことによるものと思われます。

2.6.1　常用所内電源の喪失

常用内部電源及び外部電源がすべて喪失した場合には，原子炉保護系のための電源がなくなり，原子炉はスクラムされる。スクラム機能はアキュムレータにあらかじめたくわえられていた水圧エネルギー及び原子炉圧力によって確保できる。スクラム後の原子炉は高圧注水系によって冷却される。原子炉関係計装，炉心スプレイ系ポンプ，格納容器冷却系ポンプ，原

ところが、前年（2010.6）の保安規定変更で、ＩＣ作動圧が 7.13MPa にされ、ＳＲＶ作動圧 7.27MPa よりも低くなったため【47 回資料 2-1】、スクラム・MSIV 閉後の緩やかな圧力上昇・過渡変化（＝3.11 地震後に生じた事象）に対しては、当初設計どおりＩＣが減圧・除熱するよう“先祖返り・格上げされた”のです。

にもかかわらず、その変更を決めた「本店の原子力発電保安委員会」や「社長」＜保安規定第６条＞らは、長らく「常設（休眠）設備」と化していたＩＣを“目覚めさせる”重大性・及ぼす影響を全く認識せず（机上で単なる‘数値いじり’をしただけ！）、作動可能性の高まったＩＣの機能・特性・操作法などを（変更直後の第 26 回定検時などに）改めて教育・訓練する指示を怠ったのです（おそらく、３年に一度の教育・訓練で保安規定上は十分と、漫然と先送り）。その結果、3.11 時点では、運転員をはじめ東電社員の多くがＩＣの作動可能性・機能等を正しく認識しておらず、地震・スクラム後に“保安規定変更どおり”にＩＣが自動起動して圧力が急低下した“だけ”だったのに、運転員らにとっては“予期せぬ温度低下”に動揺し、しかも、以前の長きにわたる保安教育の不備（旧炉規法第 37 条４項、５項に違背）のため誰も保安規定第７７条３項（温度降下率遵守は適用外）に思い至らず、スクラム後の最優先事項である原子炉冷却を唯一担っていたＩＣを手動停止させ、早期の炉心溶融を招いたのです。

以上を踏まえれば、規制庁の前出‘ＩＣは異常時に機能は期待されない常設設備’との説明は、設計当初はもちろん、（前年の保安規定変更により）3.11 時点でも、ＩＣによる減圧・除熱を期待する設定になっていた事実に反するもので、東電「社長」や「原子力発電保安委員会」による従前の保安教育の先送り・不備がもたらした「ＩＣ手動停止」の責任逃れのための“方便”である「（保安規定変更前までの）ＩＣ軽視」の受け売りでしかなく、それは、東電同様に前年の保安規定変更の持つ重要性を認識できず、形式的に認可し、保安教育先送り・不備をも見逃してきた、規制当局（保安院）の重大な責任を不問に付すための“方便”でしかないことは明らかです。

ICの起動の経緯

	2010年4月以前		2010年6月 保安規定認可		2010年7月 事故時運転操作手順書
主蒸気逃がし安全弁 動作設定値	7.27MPa		－		－
原子炉圧力高 スクラム設定値	7.27MPa	⇒	7.07MPa	⇒	7.07MPa
	手動制御範囲 6.37～7.26MPa			⇒	手動制御範囲 6.27～7.06MPa
IC設定値（原子炉圧力高）	7.27MPa	⇒	7.13MPa	⇒	7.13MPa

付言すれば、検討会が最初（47 回）に打ち出した「目的：非常用復水器（IC）に関する事実関係を明らかにし当該設備に対する疑問を解消するとともに、IC を通して事故時対応の教訓を見出す」こととは、（冷静に読めば？）筆者が期待した「事故時対応の問題点・責任を明らかにする」ことではなく、48 回検討会で東電が提出した（筆者が“的外れ”と評価した）「1F1 の IC の設計・運転から得られた教訓の革新軽水炉への反映について」＜48 回資料 3-2：下線部＞こそが真の目的のようで、実際、＜50 回資料 6-2＞の『運用上の留意点』や『まとめ』のニュアンスからは、事故時のＩＣ操作の徹底検証（過去）というよりも、次世代軽水炉用のＩＣと同原理の炉心冷却設備の開発（今後）のためという“胡散臭さ”が感じられます（規制庁と東電が主体なので当然？）。それを許さないよう、今後も注視し続けたいと思います。

なお、＜50 回資料 6-2＞での注目情報は、【6-3 系統構成図：本稿には掲載せず】として「ＩＣ系蒸気配管の高所」に設けられている「ベントライン」(炉水の放射線分解によって生じる非凝縮性ガス（水素、酸素）を主蒸気系（ＭＳＩＶの下流）へ流し去るための配管）が追記され、また【6-4 補足図：同上】に「ベントライン」の高低差や敷設実態＜＊故意か知識不足かは不明ですが、「ドレン配管」部分は不正確！＞が示されていることです。

これは、おそらく『国会事故調』の‘ベントラインからの水素排出によりＩＣ系が復活する可能性’の指摘＜本文 pp.238-239＞に対する“反論”も兼ねてと思われますが、規制庁は「配管径の相違及び配管勾配を踏まえ、空気作動弁を開操作した場合であっても、発生した非凝縮性ガスの送気は、難しい」＜同資料 6-2・18 頁＞と結論付けています。この点については（新たな論点も含め）今後検討したいと思います。

＜2025.4.26 了＞

（仙台原子力問題研究グループＩ）

5.9 追記　規制庁へ質問・意見送付。また「承ります」か？

ＩＣ問題・規制庁検討会の検証が一段落した感があり、「素人的定量解析」の限界も感じていたところ、規制庁の「…検討会における調査・分析の具体的内容・手法について、科学的・技術的観点から御意見がありましたら、…検討会の議論、検討の参考とさせていただきます」との文書が目にとまりました。

2022.4.27 の「女川２有毒ガス防護」の審査終了を受け 5.1 付で規制委に質問・意見した際は、5.13 回答で「御意見につきましては承ります」＜鳴り砂№297　気になる動き 96-5＞とのお役人特有の‘単に聞き置くだけ’の対応がなされ、また、「2024.9.20 申入書」に対しても半年以上が経過した現時点で未だ“なしのつぶて”で虚しさを覚えています（トラウマ）ですが、それでも“何もしなければ何も始まらない”と思い直し、外部専門家もいる検討会なら“完全無視”はないのではと期待して（東電の聞き飽きた詭弁回答が予想されますが）、次の文書を送付しました（＊またもや「承ります」だけかも知れませんが…）。回答があれば随時ご報告します。

件名：『福島第一原発事故の分析検討会』の「非常用復水器（IC）に関する分析」について
内容：以下の点について質問・意見します。検討会でご議論の上、随時ご回答願います。

１　東電の「運転上の制限（温度降下率）遵守」のため地震後に自動起動したＩＣを手動停止した＜47 回検討会資料 2-2・５頁等＞との主張は、自動スクラムという異常発生時には「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」に従った必要な措置の実施を求め（保安規定 77 条２項）、その際「運転上の制限は適用されない」（同 77 条３項）と注記する『保安規定』や旧炉規法 37 条４項の保安規定遵守義務に反するのではないでしょうか。

２　３度のＡ系ＩＣ手動操作時の温度降下率（温度制限値不遵守の実態）をお教え下さい。

３　設計上・運用上の問題点検証＜50 回検討会資料 6-2＞のため、ＩＣのユニット操作手順書を入手・公表し、手動操作時や自動起動時の手順（敦賀１とも比較）をお教え下さい。

４　スクラム・ＭＳＩＶ閉後は、炉心冷却維持・冷温停止に向け、『保安規定』77 条２項・３項に則り、自動起動したＩＣを継続作動させるのが最適だったのではないですか。

５　自動起動したＩＣ２系統を継続作動させた場合の「津波襲来時」までの変化（崩壊熱発生量・炉圧・炉水温）およびＩＣの状況（タンク水温・残水量・大気への放熱量）と、それに続く「津波襲来・ＩＣ不作動後」による炉圧・炉水温再上昇後のＳＲＶ作動による過渡変化（上記因子＋水位）および炉心露出・損傷開始時刻を、解析してお教え下さい。

６　１号機運転員ら・幹部らに対する①～③の保安教育・周知の事故前の実施時期と内容、およびそれらが事故時点で未実施（先送り）ならその理由・法的根拠をお教え下さい。
①『保安規定』第４節を含む「異常時対応（中央制御室内対応および指揮、状況判断）」
②前年（2010.6 認可）のＩＣ作動圧変更を含む保安規定変更＜47 回資料 2-1・４頁＞
③前年（20110.2.11 施行）の１号機「第２２章　自然災害事故」手順書の新規作成

７　保安規定や手順書などの重要事項変更・新設後の保安教育・周知の実施時期・方法について、既存規定（３年間に一度等）が不十分だから先送りされたのではないですか。

８　事故時の適用手順書にかかる東電資料や各種事故調資料で、地震を導入条件とする６③の自然災害事故手順書（22-1 大規模地震発生）に言及したものがあればお教え下さい。

以上

（仙台原子力問題研究グループⅠ）

◆●▼▲■◇○▽△□◆●▼▲■◇○▽△□◆●▼▲■◇○▽△□◆●▼▲■◇○▽△□◆

【女川原発アラカルト】

【３月】

14 日（金）　東北電力ネットワーク、再生可能エネルギー発電事業者を対象に「出力制御」を実施。再エネ出力 835 万㌔で最大 66 万㌔（11 時から 14 時 30 分）を一時停止。22 日最大 155 万㌔、23 日 346 万㌔、25 日 53 万㌔、30 日 89 万㌔（22 年度 18 回、年間制御量 6379 万㌔時→23 年度 14 回、年間制御量 1 億 2867 万㌔時→24 年度最多 32 回、年間制御量 2 億 763 万㌔時）。「東北 6 県・新潟エリアでんき予報」より。

22 日（土）　日本基督教団東北教区放射能問題支援対策室いずみ、「第 101 回甲状腺エコー検査 in しおがま」、塩竈市公民館、寺澤政彦医師（てらさわ小児科／仙台市）、14 名が受診。協力：しおがまでの甲状腺検査を広める会、生活協同組合あいコープみやぎ。

23 日（日）　さようなら原発みやぎ実行委員会、女川を核のゴミ捨て場にするな！　女川原発を廃炉に！さようなら原発宮城県民集会、仙台市元鍛冶丁公園、発言：小木曽茂子さん（柏崎刈羽原発再稼働の是非を県民投票で決める会世話人、さようなら柏崎刈羽原発プロジェクト代表）、阿部律子さん（女川町議会議員）、小沢和悦さん（大崎市議会議員・大崎住民訴訟原告団 副団長）。市内デモ、400 名参加。

26 日（水）　原子力規制委員会、女川原発 2 号機の使用済み核燃料乾式貯蔵新設計画の審査書案を了承。パブリックコメント募集期間（3 月 27 日～4 月 25 日）。

28 日（金）　東北電力、規制委員会に女川原発 2 号機に新設する三つ目の直流電源設備（蓄電池）に関し、工事計画認可の申請書を提出。

東北電力、女川原発 2 号機の 30 年超え運転の継続に必要な「長期施設管理計画」の補正書を規制委に提出。171 ヶ所の誤記載などを修正。

規制委員会、女川 2 号機の「特定重大事故等対処施設」の詳細設計に当たる工事計画の内、建屋や土木構造物に関する内容を認可。

東北電力、「2025 年度の原子燃料等の輸送予定」で、6 月に女川原発から日本原燃六ヶ所埋設センターに低レベル放射性廃棄物を搬出（13 回目）すると公表。

加美町議会、太陽光や風力の発電施設の設置規制を強化する改正条例を可決。

29日（土）　脱原発東北電力株主の会、株主提案協力要請の発送作業。7名参加。

30 日（日）　あいコープみやぎ脱原発エネルギーシフト委員会、「子どもに原発事故を伝える会」、美術ファシリテーター〈お絵描きつっちー〉、日の出町センター。親子約 30 名参加。

【４月】

3 日（木）　子どもたちを放射能汚染から守り原発から自然エネルギーへの転換をめざす女性ネットみやぎ、学習会、乾式貯蔵施設って、どんなもの？なぜつくるの？～原発を止めるために、これからどうするの？～講師：多々良哲さん（女川原発の再稼働を許さない！みやぎアクション共同代表）、仙台市市民活動サポートセンター４階研修室。40 名参加。

5 日（土）　みやぎアクション、オンライン会議。13 名参加。

東北電力ネットワーク、再エネ発電事業者を対象に「出力制御」を実施。再エネ出力 817 万㌔で最大 224 万㌔（8 時から 16 時）を一時停止。6 日 31 万㌔、9 日 95 万㌔、12 日 26 万㌔、16 日 97 万㌔、17 日 352 万㌔、18 日 21 万㌔、19 日 285 万㌔、20 日 87 万㌔、21 日 262 万㌔、22 日 270 万㌔、24 日 125 万㌔、25 日 26 万㌔、26 日 443 万㌔、27 日 496 万㌔、29 日 202 万㌔、30 日 266 万㌔、5 月 1 日 271 万㌔、2 日 97 万㌔、3 日 381 万㌔、4 日 239 万㌔、5 日 370 万㌔、6 日 6 万㌔、8 日 299 万㌔、9 日 75 万㌔、10 日 27 万㌔、11 日 154 万㌔、13 日 297 万㌔、14 日 144 万㌔、15 日 58 万㌔。すでに今年度、24 年度（18 回）を上回る 30 回、土日だけでなく平日にも実施。

10 日（木）　東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に、3 月分の女川原発 1 号機の廃止措置に係る第 1 段階（解体工事準備期間）の作業実施状況、2 号機（定格運転中）及び 3 号

機の「定期事業者検査」の状況報告。

12 日（土）　放射能から子どもたちを守る栗原ネットワーク『学習交流会』82、栗原市市民活動支援センター多目的室。

『核燃料サイクルを考えるシンポジウム～40 年かけてもダメなのに、まだ再処理しようとしているの？』、日本教育会館大ホール（東京）、約 300 名参加。主催：実行委員会（連絡先：原水爆禁止日本国民会議）。

12 日（土）夕方～13 日（日）　再稼働阻止全国ネットワーク「第 30 回全国相談会」、東京・水道橋駅近くの貸会議室内海、オンライン含め 37 名参加。

14 日（月）　県議会大震災復興調査特別委員会、東京電力が参考人招致で、福島原発事故で事業者などから請求された損害賠償の支払状況について説明。賠償総額は 3 月 31 日時点で 1115 億円（請求額 2241 億円の 5 割弱）、賠償数は約 6600 件（請求数約 9100 件の 7 割強）。

16 日（水）　女性ネットみやぎ、「乾式貯蔵施設設置反対の要請署名」街頭署名行動、平和ビル前。

28 日（月）　株主の会、東北電力に株主 189 名・296,700 株で「女性取締役を 30%以上とする」等の 6 議案の株主提案(30 年連続)を提出し、県庁で記者会見。5 名参加。

【５月】

5 日（月・祝）　原発の危険から住民の生命と財産を守る会、「女川原発敷地内に使用済燃料の乾式貯蔵施設を設置する計画に、同意しないことを求める署名」女川町内各戸訪問活動。34 名参加、署名 121 筆。

6 日（火・祝）　NPO きらきら発電・市民共同発電所 10 周年記念・総会、若林クリニック、オンライン併用。記念講演「エネルギーの地産地消をめざして」最上町の赤川健一さん（もがみ地産地消エネルギー合同会社）。理事長水戸部秀利さん「最後に、この事業に立ちふさがる暗雲です。それは、日本政府の原発回帰・増強、化石燃料温存のエネルギー政策です。事業収益に直結するのが、変動再エネへの出力抑制です。2022 年に始まった東北電力管内の出力制御は年々増加し、特に昨年 12 月から女川原発が再稼働し、80 万 KW がベースロード電源に加わり、当然その分変動再エネが弾き飛ばされます。このように、3 月・4 月の出力抑制は頻度も量も明らかに増加しました。「原料タダの CO2 を出さないクリーンなエネルギーを捨てて、ダークで危険で高価なエネルギーに依存する」誰が見ても理不尽な政策です。 NPO きらきら発電は、巨大な原発や火力発電からみれば、吹けば飛ぶような 発電事業ですが、正義と未来は私たちの方にあると思っています」と述べた。

11 日（日）　新日本婦人の会石巻支部、新日本婦人の会女川班、石巻民商婦人部、「福島 原発事故の教訓 忘れない」馬場靖子さんのお話と懇談会、ふるさとを返せ！津島原発訴訟原告・写真集「あの日あのとき　古里のアルバム　私たちの浪江町・津島」発刊。女川町まちなか交流館、43 名参加。

12 日（月）　みやぎアクション、オンライン会議。12 名参加。

14 日（水）　東北電力、女川原発から日本原燃六ヶ所埋設センターに低レベル放射性廃棄物を搬出する予定を、6 月から 12 月へ変更・延期。理由は、検査装置を校正するための放射線源の使用期間が切れていたため。

東北電力、女川 2 号機のタービン建屋で、気体廃棄物の放射性物質を減衰させるための排ガス乾燥機が 12 日に故障したと発表。気体廃棄物処理系排ガス乾燥機の温度が高いと警報が発生、調べると、配管同士が接触摩耗して、冷凍機のフロンガスが漏れ、冷却が出来なかった。

東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に、4 月分の女川原発 1 号機の廃止措置に係る第 1 段階（解体工事準備期間）の作業実施状況、2 号機（定格運転中）及び 3 号機の「定期事業者検査」の状況報告。

気仙沼の森と海を守る会など、東急不動産（東京）の風力発電事業の住民説明会で計画中止を求めた。市民約 100 名参加。

15 日（木）　「第 172 回女川原子力発電所環境調査測定技術会」、宮城県庁 2 階講堂。市民 2 名＋電力関係 1 名＋記者 2 名傍聴。

規制委員会、女川原発の原子力規制検査の実施状況を視察。原子力規制庁の原子力専門官による放射線管理の検査は 2023 年 4 月以来。

16日（金）　女川原発再稼働を許さない！みやぎアクション、原発問題住民運動宮城県連絡センター等5団体、女川町と石巻市、宮城県に、要請書「使用済燃料の「敷地外への搬出」を保証させる東北電力との協議、住民意向の確認を求めます」と「使用済燃料の貯蔵施設への回答に関する質問書」、さらに東北電力の「女川原発敷地内に使用済燃料の乾式貯蔵施設を設置する計画に、『同意するな』

と求める団体署名」第2回目、県内外233団体累計473団体、インターネット署名1670筆を提出。原発の危険から住民の生命と財産を守る会は、須田女川町長宛に「女川原発敷地内に使用済燃料の乾式貯蔵施設を設置する計画に、同意しないことを求める署名」第2次分町内367筆、町外2123筆、累計町内803筆、町外2735筆、合計3538筆を提出。女川町6名、石巻市9名、宮城県原子力安全対策課千葉課長面談には、脱原発をめざす宮城県議の会8名と市民15名参加、県庁12階水産林政部会議室。

16 日（金）　脱原発金曜スタンディングの会、『昼スタンディング』、仙台フォーラス前。3/21 日 7 人、28 日 7 人、4/4 日 9 人、11 日 7 人、18 日 5 人、25 日 7 人、5/2 日 8 人、9 日 7 人、16 日 7 人参加。
（空）

●脱原発みやぎ金曜デモ

【３月】

【反戦】脱原発のみをシングルイシューとしてきた脱原発みやぎ金曜デモですが、戦争による原発災害の危機が現実のものとなったのを踏まえ、ウクライナに対する戦争を直ちに停止せよ、と訴えます。

23 日（日）　第 561 回「日曜デモ」、女川を核のゴミ捨て場にするな！　女川原発を廃炉に！さようなら原発宮城県民集会、一番町アーケード街を長蛇のデモ隊が女川原発もうやめよう！の声を上げ、休日を楽しむ人々に脱原発をアピール、元鍛冶丁公園から 400 名の市民が参加。

28 日（金）　第 562 回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から 20 名の市民が参加。

【４月】

4 日（金）　第 563 回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から 20 名の市民が参加。

11 日（金）　第 564 回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から 20 名の市民が参加。

18 日（金）　第 565 回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から 15 名の市民が参加。

25 日（金）　第 566 回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から 15 名の市民が参加。

【５月】

9 日（金）　第 567 回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から 20 名の市民が参加。

16 日（金）　第 568 回「金曜デモ」、肴町公園から 20 名の市民が参加。

●汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き

【３月】

22 日（土）　大崎耕土を放射能汚染させない連絡会第 7 回総会、古川教育会館。44 名参加。記念講演「大崎住民訴訟・上告審に向けて」講師：松浦健太郎弁護士、『上告審に向けて』上告理由：憲法違反をどう構成するか、特措法　法令違憲（憲法 13 条・立法不作為）、適用違憲（憲法 13 条・14 条）、申合せ・覚書違反人格権（憲法 13 条）・地方自治の本旨（憲法 92 条）、平穏生活権　人格権（憲法 13 条）※憲法 13 条　【個人の尊重と公共の福祉】憲法 14 条【法の下の平等】憲法 92 条【地方自治の基本原則】、上告受理申立理由　原判決（控訴審判決）の特措法に関する法令の解釈は違憲性のある判断、原判決に判例・広島高裁判決（黒い雨訴訟）に違反する判断。青木正芳弁護士大崎住民訴訟弁護団長、原発問題について消極的姿勢の裁判官が多い。司法は今どうなっているの？　国民主権なのだから国民が「司法を変えていく」という視点を持つことが重要である。

【５月】

16 日（金）　大崎耕土を放射能汚染させない連絡会と「放射能汚染廃棄物『一斉焼却』に反対する宮城県民連絡会」、4 月 1 日付で人事異動した宮城県環境生活部放射性物質汚染廃棄物対策室新メンバーと面談。6 名参加。
（空）

『鳴り砂』2-136 号（通巻 315 号）別冊
2025 年 5 月 20 日
発行●みやぎ脱原発・風の会
〈連絡先〉〒980-0811
仙台市青葉区一番町 4－1－3
仙台市市民活動サポートセンター内
レターケース　No. 76
電話＆FAX　022－356－7092（須田）
http://miyagi-kazenokai.com/